特定非営利活動法人
イズモ終身サポート

定　款

特定非営利活動法人 イズモ終身サポート定款

第1章 総則

（名称）

第１条　　この法人は、特定非営利活動法人イズモ終身サポートという。

（事務所）

第２条　　この法人は、主たる事務所を静岡県浜松市中央区に置く。

第2章 目的及び事業

（目的）

第３条　　この法人は、高齢者等が老人ホームや賃貸住宅へ入居や病院への入院等に際し必要となる身元保証を行うとともに、買い物代行やインフラ手続き等のサポートなどの生活全般の支援を行い、国が推進する高齢者等の終身サポートサービスの実現に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　　この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

（1）保健、医療又は福祉の増進を図る活動

（2）社会教育の推進を図る活動

（3）まちづくりの推進を図る活動

（4）農村漁村又は中山間地域の振興を図る活動

（5）災害救援活動

（6）地域安全活動

（7）消費者保護を図る活動

（8）前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業）

第５条　　この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（1）特定非営利活動に係る事業

①　高齢者等の終身身元保証事業

②　高齢者等の買い物代行などの生活支援事業

③　老人ホーム及び病院等の紹介事業

④　その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(2) その他の事業

①　イベント等での物品販売事業

②　イベント等の企画･運営事業

2　前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益が生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章　会員

(種別)

第6条　この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(1) 正会員　この法人の目的に賛同し、事業に協力するために入会した個人及び団体で、総会での議決権を有するもの

(2) 準会員　この法人の目的に賛同し、事業に協力するために入会した個人及び団体で、総会での議決権を有しないもの

(入会)

第7条　会員として入会しようとするものは、次に掲げる条件を備えなければならない。

(1) この法人の趣旨･目的を十分に理解していること

(2) この法人の活動を妨害する目的を有しないこと

(3) 暴力団もしくはその構成員ではないこと

2　理事長は、当該申込者が前項各号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。

3　理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第8条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

（1）　退会届の提出をしたとき。

（2）　本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

（3）　除名されたとき。

（退会）

第９条　会員は理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第10条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

（1）　この定款に違反したとき。

（2）　この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

（拠出金品の不返還）

第11条　既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

第4章　役員

（種別及び定数）

第12条　この法人に、次の役員を置く。

（1）理事　3人以上

（2）監事　1人以上

２　理事のうち1人を理事長とする。

（選任等）

第13条　理事及び監事は、総会において選任する。

２　理事長は、理事の互選とする。

３　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

４　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

（職務）

第 14 条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2　すべての理事は、この法人の業務について、この法人を代表する。

3　理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代表する。

4　理事は理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づきこの法人の業務を執行する。

5　監事は、次に掲げる職務を行う。

（1）理事の業務執行の状況を監査すること。

（2）この法人の財産の状況を監査すること。

（3）前2号の規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合は、これを総会又は所轄庁に報告すること。

（4）前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

（5）理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

（任期等）

第 15 条　役員の任期は、2年又は就任後において開催される2回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間とする。ただし、再任を妨げない。

2　前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3　補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

（欠員補充）

第 16 条　理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）

第 17 条　役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この

場合、その役員に対し議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)　職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2)　職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条　役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3　前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章　総会

(種別)

第19条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第20条　総会は正会員をもって構成する。

(権能)

第21条　総会は、以下の事項について議決する。

(1)　定款の変更

(2)　解散及び合併

(3)　会員の除名

(4)　事業計画及び活動予算の決定並びにその変更

(5)　事業報告及び活動決算

(6)　役員の選任又は解任

(7)　入会金及び会費の額

(8)　その他運営に関する重要事項

(開催)

第22条　通常総会は毎事業年度1回開催する。

2　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)　理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2)　正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があったとき。

(3)　監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(招集)

第23条　総会は前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2　理事長は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3　総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第24条　総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第25条　総会は正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第26条　総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合は、その限りではない。

2　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3　理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第27条　各正会員の表決権は平等とする。

2　やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3　前項の規定により表決した正会員は、第25条、第26条第2項、第28条第1項第2号及び第49条の

規定の適用については総会に出席したものとみなす。

4　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

（総会の議事録）

第28条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（1）　日時及び場所

（2）　正会員総数及び出席者数（書面もしくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合は、その数を付記すること。）

（3）　審議事項

（4）　議事の経過の概要及び議決の結果

（5）　議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名以上が、記名押印又は署名しなければならない。

3　前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（1）　総会の決議があったものとみなされた事項の内容

（2）　前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

（3）　総会の決議があったものとみなされた日

（4）　議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章　理事会

（理事会の構成）

第29条　理事会は、理事をもって構成する。

（理事会の権能）

第30条　理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

（1）　総会に付議すべき事項

(2)　総会の議決した事項の執行に関する事項

(3)　役員の職務及び報酬

(4)　借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(5)　その他総会の議決を必要としない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条　理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)　理事長が必要と認めたとき。

(2)　理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記した書面又は電磁的方法により招集の請求があったとき。

(3)　監事から第14条第5項第5号の規定に基づき招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条　理事会は理事長が招集する。

2　理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条　理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の定足数)

第34条　理事会は、理事総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(理事会の議決)

第35条　理事会における議決事項は、第32条第3項の規定により、あらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、その限りではない。

2　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第36条　各理事の表決権は、平等とする。

2　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3　前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（理事会の議事録）

第37条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（1）　日時及び場所

（2）　理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面若しくは電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。）

（3）　審議事項

（4）　議事の経過の概要及び議決の結果

（5）　議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。

第7章　資産

（資産の構成）

第38条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

（1）　設立時の財産目録に記載された資産

（2）　入会金及び会費

（3）　寄附金品

（4）　財産から生じる収益

（5）　事業に伴う収益

（6）　その他の収益

（資産の管理）

第 39 条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第8章　会計

（会計の原則）

第 40 条　この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）

第 41 条　この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種類をする。

（事業計画及び予算）

第 42 条　この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第 43 条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予備費の設置及び使用）

第 44 条　予算超過及び予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び更正）

第 45 条　予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第 46 条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）

第 47 条　この法人の事業年度は、毎年9月1日に始まり、翌年8月31日に終わる。

（臨機の措置）

第48条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第9章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第49条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

（解散）

第50条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

（1）　総会の決議

（2）　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

（3）　正会員の欠亡

（4）　合併

（5）　破産手続開始の決定

（6）　所轄庁による設立の認証の取消し

2　前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3　第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第51条　この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散の時点における総会において議決された者に譲渡するものとする。

（合併）

第52条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第10章　公告の方法

（公告の方法）

第 53 条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示する。ただし法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府ポータルサイトに掲載して行う。

第11章　雑則

（細則）

第 54 条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1　この定款は、法人の成立の日から施行する。

2　この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	岸本裕一郎
副理事長	宇野昭秀
理事	太田響
監事	疋田通丈

3　この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第1項の規定にかかわらず成立の日から令和9年8月の末日までとする。

4　この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 42 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5　この法人の設立当初の事業年度は、第47 条の規定にかかわらず、成立の日から令和8年8月31日とする。

令和　年　月　日

これは当法人の定款である

静岡県浜松市中央区連尺町 307 番地 14 出雲殿互助会連尺ビル4階　特定非営利活動法人イズモ終身サポート

理事長岸本裕一郎